

弥富市空家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の除却を促進し、市民生活の安全・安心の確保及び良好な生活環境を保全するため、市内に存する空家の除去に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に存する1年以上住居として使用されていない空家で、居住の用途に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1以上のもの。ただし、当該空家が長屋又は共同住宅の場合にあっては、全戸において1年以上住居として使用されていないものに限る。

イ 個人が所有するもの

ウ 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、当該空家の除却について当該権利の権利者の同意を得ているときは、この限りでない。

(2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空家の所有者。ただし、当該空家が共有である場合は、当該空家の除却工事を行うことについて、共有者全員の同意を得た者（市長が支障ないと判断した場合は、所有者の代表からの宣言書に代えることができる。）

(2) 前号に該当する者から同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者にあつては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 空家の除却について、国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける者
 - (3) 弥富市暴力団排除条例(平成23年弥富市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (補助対象経費)

第4条 この要綱により補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が除却事業者に依頼して行う空家の除却工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。)に要する費用であつて、次に掲げる工事に要する費用を除いたものとする。

- (1) 空家の一部のみを除却する工事
 - (2) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となる工事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事
- (補助額)

第5条 この要綱により交付する補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(判定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に、不良住宅判定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の位置図
- (2) 空家の外観写真(複数の方向から撮影されたもので、一方向は正面玄関を含むもの)
- (3) 空家の内部写真(腐朽、破損等がある部位が判別できるもの)
- (4) 除却について共有者全員の同意を得たことが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(不良住宅の判定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、現地調査を行い、当該空家が不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定により判定をしたときは、不良住宅判定結果通知書（第2号様式）により判定の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 前条の規定により不良住宅に該当する旨の通知を受けた者で補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の使用状況報告書（第4号様式）
 - (2) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
 - (3) 除却工事費の見積書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）
 - (4) 施工業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
 - (5) 不良住宅判定結果通知書の写し
 - (6) 市税の納税証明書（未納税額がないことを証するもの）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付（変更）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第12条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更（廃止又は中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ補助事業計画変更

承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条の規定は、前項の変更決定をした場合について準用する。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 除却工事請負契約書の写し

(2) 除却工事費の領収書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）

(3) 除却工事の工事中及び完了時の内容が確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付決定額と確定額が相違する場合（第17条第2項の規定に該当する場合を除く。）については、補助金の額の確定通知書（第8号様式）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に申請者からの補助金交付請求書（第9号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第11条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書（第10号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第14条第1項の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

(補助事業の遂行)

第18条 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやすくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第19条 市長は、申請者から補助事業の遂行の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(帳簿等の備付け)

第20条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかななければならない。

2 申請者は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかななければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

不良住宅判定申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

空家除却事業を実施するため、不良住宅に係る判定を受けたく関係書類を添えて申請します。

また、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、判定を行う職員が空家へ立ち入ることについて、承諾します。

記

- 1 所在地 弥富市
- 2 建築年月 年 月
- 3 床面積 1階 m²、2階 m²、その他の階 m²
- 4 空家となった時期 年 月
- 5 添付書類
 - (1) 空家の位置図
 - (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたもので、一方向は正面玄関を含むもの）
 - (3) 空家の内部写真（腐朽、破損等がある部位が判別できるもの）
 - (4) 除却について共有者全員の同意を得たことが確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

不良住宅判定結果通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで申請のありました不良住宅に係る判定については、下記のとおり判定したので通知します。

記

- 1 所在地 弥富市
- 2 判定結果 不良住宅に（該当する・該当しない）

空家除却費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

空家除却事業を実施するため、補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 事業名

2 申請金額 金 _____ 円

3 除却する空家の所在地 弥富市

4 事業の着手予定及び完了予定年月日

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 添付書類

(1) 空家の使用状況報告書（第4号様式）

(2) 登記事項証明書又は所有権を確認できる書類

(3) 除却工事費の見積書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）

(4) 施工業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し

(5) 不良住宅判定結果通知書の写し

(6) 市税の納税証明書（未納税額がないことを証するもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

空家の使用状況報告書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

補助対象の空家の使用状況は下記のとおりであり、当該空家が1年以上住居として使用されていないことを報告します。

また、下記の内容について、虚偽があった場合には、補助金を返還することを誓約します。

記

1 空家の所在地 弥富市

2 空家の使用状況（経緯）について

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

空家が1年以上住居として使用されていないことの確認への同意

私は、上記空家の水道使用量について、申請月から1年間分を市が調査・確認することに同意します。

（水道使用者）

住 所

氏 名

第5号様式（第11条関係）

空家除却費補助金交付（変更）決定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで申請のありました補助金の交付（変更）について、弥富市空家除却費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 事業名

2 補助金交付 (変更前) (金 円)
(変更) 決定額 (変更後) 金 円

3 施工場所 弥富市

条件

(1) 一般条件

ア 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用しないこと。

イ 補助事業の遂行に当たっては、弥富市空家除却費補助金交付要綱を遵守すること。

(2) 事業内容に対する条件

空家除却費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けました補助事業について、下記のとおり計画変更（廃止又は中止）したいので、弥富市空家除却費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 計画変更の内容

区 分	当 初 計 画	変 更 計 画

3 計画変更の理由

4 その他参考事項

空家除却費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 事業の実施状況

事業実績の内容	予算額 円	実績額 円	備 考

4 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

5 事業の効果

6 添付書類

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 除却工事費の領収書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）
- (3) 除却工事の工事中及び完了時の内容が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第14条関係）

空家除却費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで報告のありました補助金について、弥富市空家除却費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり額を確定します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金の確定額 金 円

空家除却費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付の決定・額の確定）の通知がありました件について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 事業名

2 補助金請求金額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名	預金の種類	口座番号	フリガナ
			口座名義人

第10号様式（第17条関係）

空家除却費補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで交付した補助金について、下記のとおり返還してください。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金の確定額 金 円
- 4 既交付済額 金 円
- 5 返還額 金 円
- 6 返還期限 年 月 日